

一般社団法人岩手県社会福祉士会 権利擁護センター
ぱあとなあ岩手活動費助成支給要綱

2021年(令和3年)1月16日制定
最終改正 2024年(令和6年)1月13日

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人岩手県社会福祉士会(以下、「本会」という。)権利擁護センターぱあとなあ岩手(以下、「ぱあとなあ」という。)名簿登録規程第11条3項の規定にもとづき、会員が家庭裁判所に報酬付与の申立を行い、報酬付与決定の審判がなされても、成年被後見人等本人の資産が低額である等の理由から報酬を得ることが困難な場合において、当該会員の活動費に対して助成金の支給を行い、もって会員の後見活動を支援することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 以下の条件を全て満たすぱあとなあ名簿登録者とする。

- (1)家庭裁判所に報酬付与の申立を行い、報酬付与決定額の審判がなされていること。
- (2)成年後見制度利用支援事業および未成年後見人支援事業による報酬助成制度の利用ができないこと。
- (3)名簿登録規程第13条にもとづく受任負担金を納入していること。
- (4)他の何らかの助成制度が利用できないこと。

(金額)

第3条 受任1件につき、120,000円を限度として報酬付与決定額との差額を助成することができる。一年に満たない活動期間の場合には月額10,000円を上限とする。

(活動費助成支給の決定)

第4条 活動費助成支給の申請は、成年後見等活動費助成支給申請書を、第2条各号に該当することが証明できる書類とともに、2月報告書の提出に合わせて行うものとする。

2 活動費助成支給は、ぱあとなあ運営委員会の審査を受け、会長が決定する。

3 会長は、決定した活動費助成支給について理事会に報告し、すみやかに支給する。

(活動費助成支給金の返還)

第5条 会長は、虚偽の申請その他不正の手段等により助成を受けたものがある時は、当該支給金を返還させることができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、活動費助成支給に必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、2021年1月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、2024年1月13日から施行する。